

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定について

1 背景

先の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、広域に渡り放射性物資が拡散され、住民生活や環境に大きな影響を与え、約60～100 km先に位置する福島市においては、避難区域に指定されないまでも、放射線量の異常数値の観測や農産物の出荷制限等といった影響があった。

こうした事実を踏まえ、札幌市は泊原子力発電所から40～80 km先に位置しており、万が一、事故が発生した場合は、放射性物資の飛散のみならず避難者の受け入れも含め、災害対応の必要性が生じるものである。

2 目的

泊原子力発電所において、万が一、事故が発生した場合、市民の生命、財産を守るため、また、市民の不安を軽減し、無用な混乱を生じさせないためにも、札幌市がとるべき措置や対策を定め、万全の体制を整備することが必要である。

3 札幌市防災会議（H24.7.11開催）での決定事項

(1) 札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定方針

(2) 策定検討委員会及び有識者会議の設置

設置要綱は別添のとおり

(3) パブリックコメント及びシンポジウムの実施

※ 札幌市地域防災計画の策定は、札幌市防災会議の所管事項である。（札幌市防災会議条例第2条第1項）

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編） 策定に係る有識者会議設置要綱

平成24年7月18日
危機管理対策室長決裁

（目的）

第1条 札幌市防災会議条例（昭和38年条例第1号）第8条の規定に基づき、札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定のため、札幌市防災会議（以下「防災会議」という。）に有識者会議を設置する。

（名称）

第2条 有識者会議の名称は、「札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）とする。

（所管事項）

第3条 有識者会議は、庁内の委員から成る札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定検討委員会に対し、専門的な助言等を行う。

（組織）

第4条 有識者会議の委員は、別表に掲げる者とする。

2 委員の任期は、平成25年2月末日までとする。

3 有識者会議には座長を1名置き、委員の互選により選出する。

4 座長は、有識者会議の会務を総理し、議長となる。

5 座長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 有識者会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。ただし、防災会議の会長から緊急に会議開催の指示等があった場合は、この限りではない。

（事務局）

第6条 有識者会議の事務を処理するため、札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

別 表

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）
策定に係る有識者会議 委員名簿

（敬称略）

氏 名	所 属	分 野
赤城 由紀	札幌国際大学人文学部心理学科 准教授	人間行動学
伊藤 考一	弁護士（伊藤信賢法律事務所）	法律
太田 幸雄	北海道大学 名誉教授	大気汚染・拡散
岡田 成幸	北海道大学大学院工学研究院 建築都市空間デザイン部門 教授	防災
岸 玲子	北海道大学 環境健康科学研究教育センター 特任教授	公衆衛生・環境疫学
坂下 弘人	北海道大学大学院工学研究院 エネルギー環境システム部門 准教授	原子力安全工学
志賀 哲	北海道大学大学院医学研究科 病態情報学講座核医学分野 准教授	核医学
近久 武美	北海道大学大学院工学研究院 エネルギー環境システム部門 教授	機械科学
藤吉 亮子	北海道大学大学院工学研究院 量子理工学部門 准教授	放射線量測定

計 9 名

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編） 策定検討委員会設置要綱

平成24年7月18日
危機管理対策室長決裁

（目的）

第1条 札幌市防災会議条例（昭和38年条例第1号）第8条の規定に基づき、札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定のため、札幌市防災会議（以下「防災会議」という。）に委員会を設置する。

（名称）

第2条 委員会の名称は、「札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

（所管事項）

第3条 委員会は、札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）案を作成する。なお、作成に当たっては、「札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定に係る有識者会議」から専門的な助言等を受けるものとする。

（組織）

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 委員の任期は、平成25年2月末日までとする。

3 委員会には委員長を置き、原子力災害対策担当課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、議長となる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。ただし、防災会議の会長から緊急に会議開催の指示等があった場合は、この限りではない。

（事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課に事務局を置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

別 表

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）
策定検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
中出 昭彦	危) 危機管理対策部原子力災害対策担当課長	委員長
伊東 正則	保) 保健所医療政策課長	
宮原 誠一	保) 保健所食の安全推進課長	
和泉 千尋	保) 衛生研究所生活科学課長	
鈴木 欣哉	環) 環境都市推進部環境対策課長	
栗崎 寿也	経) 産業振興部経済企画課長	
島崎 洋	建) 下水道施設部処理施設課長	
渡邊 純也	水) 給水部計画課長	
佐藤 佳幸	消) 警防部消防救助課長	
平野 誠	南) 市民部総務企画課長	
長町 英一	教) 生涯学習部管理課長	

計 1 1 名